

四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月26日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第4号

四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成20年四日市市規則第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の施行に関し、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和56年三重県条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>第一種動物取扱業</u>登録の要件確認)</p> <p>第2条 省令第2条第2項第2号及び第3号に規定する書類は、法第12条第1項第1号から第<u>6</u>号までに該当しないことを示す書類（第1号様式）によ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の施行に関し、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年<u>号外</u>環境省令第1号。以下「省令」という。）及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和56年三重県条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>動物取扱業</u>登録の要件確認)</p> <p>第2条 省令第2条第2項第2号及び第3号に規定する書類は、法第12条第1項第1号から第<u>5</u>号までに該当しないことを示す書類（第1号様式）によ</p>

るものとする。

(第一種動物取扱業登録証の亡失の届出)

第3条 省令第2条第8項の規定による届出は、第一種動物取扱業登録証亡失届出書（第2号様式）によるものとする。

(第一種動物取扱業登録証の返納の届出)

第4条 省令第2条第9項の規定による登録証の返納は、第一種動物取扱業登録証返納書（第3号様式）に登録証を添えて行うものとする。

(抑留犬の返還等)

第7条 法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取られた犬若しくは猫又は条例第10条第1項の規定により抑留された飼い犬の返還を求める者は、動物返還申請書（第7号様式）により、保健所長に申請しなければならない。

(犬又は猫の引取り)

第9条 法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りを求める者は、飼い犬・猫引取願（第10号様式）により、保健所長に申請しなければならない。

2 法第35条第3項の規定により、犬

るものとする。

(動物取扱業登録証の亡失の届出)

第3条 省令第2条第8項の規定による届出は、動物取扱業登録証亡失届出書（第2号様式）によるものとする。

(動物取扱登録返納の届出)

第4条 省令第2条第9項の規定による登録証の返納は、動物取扱業登録証返納書（第3号様式）に登録証を添えて行うものとする。

(抑留された犬の返還)

第7条 条例第10条第1項の規定により抑留された飼い犬の返還を求める者は、動物返還申請書（第7号様式）により、保健所長に申請しなければならない。

(犬又はねこの引取り)

第9条 法第35条第1項の規定により犬又はねこの引取りを求める者は、飼いねこ引取願（第10号様式）又は飼い犬引取願（第11号様式）により、保健所長に申請しなければならない。

2 法第35条第2項の規定により、犬

又は猫の引取りを求める者は、動物引取願（第1 1号様式）により、保健所長に申請しなければならない。

3 第1項の届出を取り下げようとする者は、動物引取取下願（第1 2号様式）により、保健所長に申請しなければならない。

又はねこの引取りを求める者は、動物引取願（第1 2号様式）により、保健所長に申請しなければならない。

3 第1項の届出を取り下げようとする者は、動物引取取下願（第1 3号様式）により、保健所長に申請しなければならない。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類

四日市市保健所長

申請者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

以下の者は、動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しません。

- 申請者
- 当該法人の役員
- 動物取扱責任者

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

四日市市保健所長

届出者 氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

電話番号

第一種動物取扱業登録証亡失届出書

第一種動物取扱業登録証を亡失したので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第8項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	電話番号
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業の種別	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他（ ）
6 亡失した事情	
7 備 考	

備 考

- 「6 亡失した事情」欄には、登録証を亡失した状況、理由等を記入すること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

四日市市保健所長

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

電話番号

第一種動物取扱業登録証返納書

〔登録を取り消された  
登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見し、又は回復した〕ので、動物の

愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第9項の規定に基づき、登録証を返納します。

事 故 届 出 書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名

（電話番号

）

私の飼養する動物が人に危害を加えたので、三重県動物の愛護及び管理に関する条例第8条第1項の規定により、届け出ます。

事 故 を 起 こ した 動 物	種 類		性 別		年 令	
	体 格		名		毛 色	
	特 徴					
発 生 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後					
発 生 場 所						
発 生 原 因						
被 害 者	住 所					
	氏 名		職 業		性 別	
					年 令	
応 急 措 置 の 概 要						
被 害 の 内 容						
備 考						





犬によるこう傷被害届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者 住 所  
氏 名 印  
(電話番号 )

犬にかまれましたので、三重県動物の愛護及び管理に関する条例第8条第3項の規定により、届け出ます。

被 害 者	住 所					
	氏 名		職 業		性 別	
					年 齡	
応急措置の概要						
被 害 の 内 容						
こ う 傷 犬	種 類		性 別		年 齡	
	体 格		名 前		毛 色	
	特 徴					
発 生 日 時	年 月 日		午前 午後	時	分	
発 生 場 所						
発 生 原 因						
備 考	けい留の有無					
	犬の飼い主の 住所・氏名					
	その他特記事項					



第7号様式を次のように改める。



第7号様式（第7条関係）

動物返還申請書

年 月 日

四日市市保健所長

住所

氏名

印

（電話番号

）

次のとおり、引き取られた犬若しくは猫又は抑留された飼い犬の返還を申請します。

種 類		年 令	
毛 色		名	
性 別		体 格	
特 徴			
備 考			

備考 飼い犬の場合には、狂犬病予防法施行規則第5条の規定による犬鑑札番号及び同施行規則第12条第3項の規定による注射済票番号を備考欄に記入すること。

第9号様式から第12号様式までを次のように改める。

第9号様式（第8条関係）

（表）

<p>身 分 証 明 書</p> <p style="font-size: 1.2em;">第 号</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、三重県動物の愛護及び管理に関する条例第14条第1項の規定による動物愛護管理員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">四日市市長 <span style="float: right;">印</span></p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="margin-top: 10px;">写真</p>
--	---

（裏）

<p><b>動物の愛護及び管理に関する法律抜粋</b> （報告及び検査）</p> <p>第24条 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び第21条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （準用規定）</p> <p>第24条の4 第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）、第20条、第21条、第23条（第2項を除く。）及び第24条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。（以下略） （報告及び検査）</p> <p>第33条 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場</p>	<p>所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p><b>三重県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋</b> （立入検査等）</p> <p>第13条 知事は、この条例の実施を確保するため必要があると認めるときは、飼い主から報告を求め、又は当該職員をして飼養場所に立入検査をさせ、若しくは飼い主その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （動物愛護管理員）</p> <p>第14条 知事は、法第24条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）、法第33条第1項又は前条の規定による立入検査その他動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第34条の規定に基づき動物愛護管理員を置く。</p> <p>2 動物愛護管理員は、その業務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>※上記の知事の権限は、三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）により、市長に委任されています。</p>	
<p>12.0cm</p>	

8.0 cm

四日市市保健所長

届出者 住所

氏名

電話 ( ) -

届出者が飼い主と異なる場合 飼い主 住所

氏名

電話 ( ) -

### 飼 い 犬 ・ 猫 引 取 願

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定により下記の犬・猫の引取りを願います。  
 なお、引取り後の処分については、殺処分を含め一切異議申立はいたしません。

#### 記

#### 1. 種 類 等

動物の種類	犬・猫	動物の数	
品種		性別	オス・メス
大きさ	大・中・小	呼称	
生年月日 または年齢	91日以上・91日未満	毛色	
同居家族の同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	咬傷事故の有無（犬）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
登録番号（犬）		注射済票番号（犬）	
飼養できなくなった理由	<input type="checkbox"/> 計画外の繁殖 <input type="checkbox"/> 治療困難な疾病 <input type="checkbox"/> 管理困難な攻撃的性格 <input type="checkbox"/> その他の飼育できない理由 ( )		

※ 電話番号等個人情報については、この届出に関する問い合わせ以外に使用いたしません。

注1 届出者が所有者と異なる場合は所有者からの委任状を添付すること



第10号様式（第9条関係）（裏面）

2. 飼 養 状 況

入手経路	<input type="checkbox"/> 自家繁殖 <input type="checkbox"/> 知人からもらった <input type="checkbox"/> ペットショップ等で購入 <input type="checkbox"/> ブリーダーから購入 <input type="checkbox"/> 迷っているのを保護 <input type="checkbox"/> 譲受 <input type="checkbox"/> その他 ( )
性格	<input type="checkbox"/> よく慣れている <input type="checkbox"/> 他人にはなつかない <input type="checkbox"/> 咬み癖がある <input type="checkbox"/> その他 ( )
飼育場所	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外
ワクチン接種歴	<input type="checkbox"/> 有（時期とワクチン種類： ） <input type="checkbox"/> 無
フィラリア予防歴（犬）	<input type="checkbox"/> 毎年行っている <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ( )
避妊・去勢手術	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未処置 <input type="checkbox"/> 不明
主食の内容	<input type="checkbox"/> ペットフード（ドライ・ウェット） <input type="checkbox"/> 手作り <input type="checkbox"/> 人間用食材 <input type="checkbox"/> その他
散歩の頻度	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> その他 ( )
病歴 （わかる範囲）	<input type="checkbox"/> 有（病名： <input type="checkbox"/> 治療中 <input type="checkbox"/> 完治 <input type="checkbox"/> 未治療） （病名： <input type="checkbox"/> 治療中 <input type="checkbox"/> 完治 <input type="checkbox"/> 未治療） <input type="checkbox"/> 無
他の飼育動物	<input type="checkbox"/> 有（種類と数： ） <input type="checkbox"/> 無

3. 意向確認

- ・今後動物を飼いたいと思いますか はい（理由 ）  
いいえ
  
- ・今後は可能な限り引取を求めないように努めますか  
はい  
いいえ（理由 ）

第11号様式（第9条関係）

## 動物引取願

年 月 日

四日市市保健所長

届出者 住所

氏名

電話 ( ) -

下記の所有者の判明しない犬及び猫の「動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項」に基づく引取りをお願いします。

なお、引取り後の処分については、殺処分を含め一切異議申立はいたしません。

記

1 保護場所

2 保護日時 ( 年 月 日 : )

3 種類等

	畜種	種類	性別	毛色	体格	年令	備考
1						91日以上 91日未満	
2						91日以上 91日未満	
3						91日以上 91日未満	
4						91日以上 91日未満	
5						91日以上 91日未満	
6						91日以上 91日未満	
7						91日以上 91日未満	

※ 電話番号等個人情報については、この届出に関する問い合わせ以外に使用いたしません。

第12号様式（第9条関係）

## 動物引取取下願

平成 年 月 日

四日市市保健所長

住所  
届出者  
氏名  
電話（ ） ー

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定によりお願いした次の犬又は猫の引取りを取り下げます。

既に支払った引取り手数料については、返還を求めません。

所有者の住所			
所有者の氏名			
動物の種類	動物の生年月日	年	月 日生
毛色	動物の性別	オス	メス
動物の名	動物の体格	大	中 小
動物の特徴			
*以下は犬の場合のみ記載			
登録番号	登録年月日		
注射済票番号	注射年月日		

※ 電話番号等個人情報については、この申請に関する問い合わせ以外に使用いたしません。

第 1 3 号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)